

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年3月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240305	有限会社 三ツ石物産 (法人番号 3400002010160) 代表者田畑 吏	岩手県紫波郡紫波町南日詰字小路口43-2	本社営業所	岩手県紫波郡紫波町南日詰字小路口43-2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和5年6月21日及び7月4日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の5)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(3)報告義務違反(安全規則第60条第1項)	2	2
20240306	株式会社 パートナー (法人番号 7370001014402) 代表者中村 正一	宮城県仙台市若林区日辺字宅地88	本社営業所	宮城県仙台市若林区日辺字宅地99	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、道路運送車両法第48条	令和5年2月16日及び21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)疾病・疲労のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5
20240311	株式会社 北海興業 (法人番号 6380001009071) 代表者太田 光祐	福島県田村市滝根町菅谷字糠塚前49-1	本社営業所	福島県田村市滝根町菅谷字糠塚前49-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第8条第1項、法第17条第4項	令和5年5月18日及び6月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

20240313	有限会社 阿部運送 (法人番号 6400502000187) 代表者阿部 たい子	岩手県一関市末広 2-2-45	本社営業所	岩手県一関市末広町 2-17-1	輸送施設の使用停 止(40日車)	法第17条第4項	令和5年7月19日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の 記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(2)運転者 の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4
20240318	有限会社 旭運送 (法人番号 4370602000084) 代表者鹿野 宏康	宮城県多賀城市栄 3-5-4	本社営業所	宮城県多賀城市栄3- 54-1	文書警告	法第17条第4項	令和6年3月7日、死亡事故を引き起こしたことを端 緒として監査を実施した結果、1件の違反が認めら れた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則 第10条第1項)	0	0
20240326	高田運輸 株式会社 (法人番号 9380001005737) 代表者白岩 幸一	福島県郡山市田村 町上行合字下川原 85	本社営業所	福島県郡山市田村町上 行合字下川原85-1	輸送施設の使用停 止(30日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年7月20日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認め られた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全 規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対 する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第 2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。